

令和2年度 京都市立鞍馬小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総 則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

平成29年度現在、国の「いじめ防止対策協議会」における「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」によると現行の基本方針を進める中で、6つの課題が見られる。

- ①いじめの認知件数に係る都道府県格差が約20倍ある。
- ②学校のいじめ防止基本方針が児童、保護者、地域に周知されておらず、徹底した対応となっていない。また、年度ごとの見直しが行われていない。
- ③いじめ対策組織が十分に機能しておらず、重大な結果を招く事案が出ている。
- ④子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることをより理解させていくことがもとめられている。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等が子どもたち自身から活用されるように周知する必要がある。
- ⑤いじめが解消に至っていないにも関わらず、謝罪をもって解消と考え、支援を終了するケースがある。
- ⑥被害者や保護者が重大事態との申し出があるにもかかわらず、学校内で重大事態として取り扱わないケースがある。

これらの課題を踏まえて、いじめの積極的な認知、適切な初期対応や組織対応の検討、対応を徹底するために、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策（平成25年法律第71号）第13条、そして京都市いじめ防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」（本校では生徒指導委員会）で情報を共有し、今後の対策等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた初期対応を迅速に検討、対応を進める。一定、解消と見られた場合も引き続き支援、観察を行い、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 役割・取組内容

- ・児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」，「いじめ防止対策委員会」，「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

イ 組織名

- ・いじめ対策委員会

ウ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

エ いじめ対策委員会の開催時期

- ・原則として月1回（年間予定に別掲）。場合によっては，緊急に開催することもある。

オ 児童・保護者への周知方法

- ・児童…朝会・学級指導 保護者…懇談会・PTA総会・ホームページ

3 基本的施策

（1）学校におけるいじめの防止プログラム

ア 学習環境の整備

- ・清潔で，整理された教室環境，学校環境の整備。
- ・季節感や子どもの学習の足跡が見られる掲示物の工夫。
- ・「実験をする時の服装」や「薬品を扱う時の注意」等，危険を伴う学習の際に子どもたち自らが安全な行動について確認できるような教室環境の整備。
- ・子どもたち自らが安全な行動について確認できるような教室環境の整備。

イ 授業改善の充実

- ・小規模校・少人数であることを活かし，全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け，意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・カリキュラムマネジメントの視点のもと主体的・対話的な学びの実現に向けて言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・自主学習プリントの工夫

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・小規模校の実態にあった「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的・計画的な実施。
- ・全校一斉に取り組む「道徳の日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習・道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

エ 体験活動の充実

- ・市原野小学校との交流を踏まえた長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・校内キャンプ・学校行事を通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習・生活科等を通しての、自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・朝会等を利用しての感動体験発表。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。

オ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・学校内人権月間、週間による児童の「いじめ」撲滅キャンペーン
- ・児童会主催の人権集会の実施。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- ・『山びこタイム』・朝会等を利用しての感動体験発表。

カ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学級通信等での「コラム」の有効活用。

キ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。

ク その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。

・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(イ) 教育相談など

・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
・養護教諭・SCとの連携による教育相談

(ウ) 相談体制の整備

・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

(エ) その他

・登下校・休み時間・掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 実施内容

・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
・生徒指導ハンドブックを使用して、いじめ発見時等の対策の研修会の実施。

イ 実施時期

・年度当初、基本方針の伝達と徹底に向けた研修。
・アンケート実施後一か月以内。（年間2回）
・夏季休業中、夏季休業明けに向けた研修。

・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・情報モラルの学級活動の強化。
・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

4 いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。学校は、いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」（本校では生徒指導委員会）で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員，生徒，保護者，地域，その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し，事実関係を把握する。

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【いじめ対策委員会で共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず，いじめ対策委員会で情報共有を行い，聴き取り体制，指導・支援体制を検討する。 | <p>【事実確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必ず，複数教職員で対応し，「いじめ」の認知は，表面的・形式的に行わず，組織的に判断する。 ●いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。 ●何があったのかについて丁寧に事実経過を確認・整理して，記録をする。 ●聴き取った内容は，時系列で事実経過を確認・整理して，記録をする。いつ聴き取ったかもその都度記録する。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

管理職のリーダーシップの下，学校としての対応方針を決定する。
【認識の共有化・行動の一元化】

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒には「絶対守る」「必ず解決する」という学校の強い，姿勢を示す。 ●登下校，休み時間，掃除時間，着替えの時間など，隙間の時間をつくらず，被害児童・生徒を見守るとともに，必要に応じてSC，パトナ等との連携を図る。 ●いじめを行った児童生徒に対し，二度と繰り返さないよう，自らの非を深く自覚させ，再発防止に向けた指導を行う。 ●いじめを認知していた周囲の児童に対し，いじめを他人事ではなく，自分たちの問題として捉えさせる。 | <p>【保護者への連絡・家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童の保護者には，担任（担当者）をはじめ，つながりのある教職員を中心に，即日家庭訪問を行い，事実関係と「絶対守る」「必ず解決する」「組織で対応にあたる」という強い姿勢を示し，連携を求め。 ●いじめを行った児童の保護者には，担任（担当者）をはじめ，つながりのある教職員を中心に，即日家庭訪問を行い，事実関係と今後の指導方針を説明し，必要な連携を求め。 |
| <p>【謝罪の場の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し，原則児童生徒，保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 | <p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて警察，児童相談所等と連携して対処。 ●重大事態の疑いがある等，いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対処する。 |

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3ヵ月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し，解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談，調査主体等の協議。
 - ①生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査への協力。

6 関係機関との連携，保護者・地域との連携

- ・関係機関（警察のスクールサポーターや児童相談所，スクールカウンセラー）との連携。
- ・年度当初，基本方針策定の伝達と年間計画の周知。
- ・人権学習，道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・次年度入学に向けて学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。
- ・評価アンケートの結果の分析と，運営協議会での周知。

7 いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応，丁寧な聞き取り，正確な事実関係の記録。
（被害の態様，状況，構造，動機，背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級，学年等の集団全体を見据えた指導。
- ・事態収束，再発防止に向けた長期的な見守り，支援の実施。

8 年間計画（予定）

※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業措置を踏まえて一部の予定を変更します。

- ・いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。
- ・ただし，年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策委員会や校内研修等 | 未然防止に向けた取組や行事等 | 早期発見・積極的認知 | 保護者への啓発 関係機関との連携 |
|---|-------------------------------------|----------------|------------|---------------------------------------|
| 4 | いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 | 道徳の日 | | PTA総会 学級懇談会 SCと「いじめ防止基本方針」の共通理解 |

| | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------|
| 5 | いじめ対策委員会② 早期発見・積極的認知に関する共通理解 学級経営方針の交流会 | 道徳の日(憲法)朝会 縦割り活動の結団式 非行防止教室(全年) 6年 修学旅行 | | 家庭訪問週間 休日参観 |
| 6 | いじめ対策委員会③ | 道徳の日 4年みさきの家野外活動 | 第1回いじめに関するアンケートの実施(記名式) | いじめアンケート SCとの共有 |
| 7 | いじめ対策委員会④・情報共有(いじめアンケート結果) 年間の取組の見直し① | 道徳の日 | 第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間 | 個人懇談会 学校運営協議会 |
| 8 | いじめ対策委員会⑤ 「いじめ」に特化した研修会① | | | |
| 9 | いじめ対策委員会⑥ | 道徳の日 運動会(体育振興会と共催) 5年花背山の家野外活動 | 学校評価 | 学級懇談会 家庭地域教育学級 |
| 10 | いじめ対策委員会⑦ | 道徳の日 | | |
| 11 | いじめ対策委員会⑧ 「いじめ」に特化した研修会② | 道徳の日 学芸会 | 第2回いじめに関するアンケートの実施(記名式) | いじめアンケート SCとの共有 |
| 12 | いじめ対策委員会⑨・情報共有(いじめアンケート結果) 年間の取組の見直し② | 道徳の日 人権集会 | 第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間 | 道徳・人権学習の授業参観、懇談会 個人懇談会 |
| 1 | いじめ対策委員会⑩ | 道徳の日 | | 自由参観 |
| 2 | いじめ対策委員会⑪ 「学校いじめ防止プログラム」見直し | 道徳の日 | 学校評価 | 新1年入学説明会 |
| 3 | いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し③ | 道徳の日 | 第3回クラスマネジメントシートの実施 | 学級懇談会 学校運営協議会 学校関係者評価(いじめアンケート結果) |
| <p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「年間の取組の見直し」(PDCAサイクルの期間) ・ 「いじめに関するアンケート」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ・ 「校内研修」 ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組) ・ 「個別面談」「教育相談」 | | | | |